

国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程

制定 平成27年3月19日 26規程第72号

(22規程第50号の全部改正)

最終改正 令和元年8月29日 令01規程第12号 一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）に定めるもののほか、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の組織及び職制等について必要な事項を定め、業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(組織運営の原則)

第2条 各組織は、業務の実施にあたっては関係各部署と十分に協議することとし、重複又は間隙を生じさせないようにする。

2 各組織は、相互に関連ある業務について、研究所の業務活動が円滑に行われるよう、進んで協調する。

第2章 主たる事務所、本部、研究拠点、事業所、支所、サイト及び連携研究サイト

(主たる事務所)

第3条 研究所は、主たる事務所を東京都千代田区に置き、これを東京本部とする。

2 研究所は、主たる事務所の業務を支援する事務所を茨城県つくば市に置き、これをつくば本部とする。

(東京本部及び研究拠点)

第4条 研究所は、研究業務を実施するため、東京本部、つくばセンター、福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センター（北海道センター、東北センター、中部センター、関西センター、中国センター、四国センター及び九州センターをいう。以下同じ。）を置く。

2 前項のうち、つくばセンター、福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センターを研究拠点という。

(事業所及び支所)

第5条 つくばセンターに、事業所を置く。

2 東京本部及び研究拠点に、支所を置くことができる。

3 東京本部、研究拠点、事業所及び支所（以下「事業所等」という。）の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(サイト)

第5条の2 事業所等に、サイトを置くことができる。

2 サイトの名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

(連携研究サイト)

第5条の3 研究拠点（つくばセンターを除く。）及び事業所に、連携研究サイトを置くことができる。

2 連携研究サイトは、特定の研究課題に係る外部機関等との連携（以下「特定連携」という。）を推進するため、当該外部機関等が保有する施設内に置くものとする。

3 連携研究サイトの名称、呼称、位置及び設置期間は、別表第3のとおりとする。

第3章 組織

第1節 研究推進組織

（研究推進組織）

第6条 研究所に、研究推進組織として、次の7組織を置く。

- 一 エネルギー・環境領域
- 二 生命工学領域
- 三 情報・人間工学領域
- 四 材料・化学領域
- 五 エレクトロニクス・製造領域
- 六 地質調査総合センター
- 七 計量標準総合センター

2 前項各号に規定する組織を領域という。

3 第1項各号に規定する領域に、第1号及び第2号に規定する組織を置き、第3号に規定する組織を置くことができる。

- 一 研究戦略部
- 二 研究部門
- 三 研究センター

4 前項に規定するもののほか、地質調査総合センターに地質情報基盤センターを、計量標準総合センターに計量標準普及センターを置く。

（領域）

第7条 領域は、独立行政法人通則法第35条の5の認可を受けた中長期計画に基づき、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行う。

（研究戦略部）

第8条 研究戦略部は、領域における研究及び開発並びにこれらに関連する業務に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整を行う。

2 前項に規定するほか、領域における特定連携に係る研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行う。

（研究部門）

第9条 研究部門は、基礎研究から実用化につなげるための研究及び開発までを総合的に行う。

（研究センター）

第10条 研究センターは、研究所が所有する革新技術を、実用化及び事業化につなげるための研究及び開発を重点的に行う。

(地質情報基盤センター)

第11条 地質情報基盤センターは、次の業務を行う。

- 一 地質の情報整備等に関すること。
- 二 地質調査の成果の普及に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 三 地質試料等の整備に関すること。

(計量標準普及センター)

第12条 計量標準普及センターは、計量標準の普及及び品質管理並びに計量教習等に関する業務を行う。

第2節 本部組織

(本部組織)

第13条 研究所に、本部組織として、次の8組織を置く。

- 一 コンプライアンス推進本部
- 二 監査室
- 三 評価部
- 四 企画本部
- 五 イノベーション推進本部
- 六 環境安全本部
- 七 情報セキュリティ部
- 八 総務本部

(コンプライアンス推進本部)

第14条 コンプライアンス推進本部は、研究所のコンプライアンスの推進及び内部統制に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整に関する業務を行う。

(監査室)

第15条 監査室は、研究所の業務の監査等に関する業務を行う。

(評価部)

第16条 評価部は、研究所の外部評価に関する業務を行う。

(企画本部)

第17条 企画本部は、研究所の総合的な経営方針及び研究戦略並びに内部統制に係る基本方針の企画及び立案、国の産業技術政策の策定への貢献、研究所の広報（他の所掌に属するものを除く。）並びに研究所の業務の実施に係る総合調整に関する業務を行う。

(イノベーション推進本部)

第18条 イノベーション推進本部は、研究所の連携戦略の策定、当該連携戦略に基づいた施策の企画及び立案並びに総合調整並びに技術マーケティング、ベンチャー開発、出資、知的財産権の確立、国際標準、外部機関との連携、国際連携、地域連携推進、イノベーション人材の育成等に関する業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

(環境安全本部)

第19条 環境安全本部は、研究所の環境、安全衛生、施設及び設備の整備、情報システムの高度化等に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整並びにこれらに関する業務（第21条第

1 項に規定する事業組織の所掌に属するものを除く。)を行う。

(情報セキュリティ部)

第19条の2 情報セキュリティ部は、研究所の情報セキュリティに係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整並びにこれらに関する業務（第21条第1項に規定する事業組織の所掌に属するものを除く。）を行う。

(総務本部)

第20条 総務本部は、研究所の人事、労務、人材育成、福利厚生、財務、経理、調達、庶務、研究支援事務、業務効率化、法務及びダイバーシティ（性別、年齢、国籍等の多様な属性の活用）の推進に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整並びにこれらに関する業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

第3節 事業組織

(事業組織)

第21条 研究所に、事業組織として、次の19組織を置く。

- 一 東京本部
 - 二 つくば中央第一事業所
 - 三 つくば中央第二事業所
 - 四 つくば中央第三事業所
 - 五 削除
 - 六 つくば中央第五事業所
 - 七 つくば中央第六事業所
 - 八 つくば中央第七事業所
 - 九 つくば西事業所
 - 十 つくば東事業所
 - 十一 福島再生可能エネルギー研究所
 - 十二 柏センター
 - 十三 臨海副都心センター
 - 十四 北海道センター
 - 十五 東北センター
 - 十六 中部センター
 - 十七 関西センター
 - 十八 中国センター
 - 十九 四国センター
 - 二十 九州センター
- 2 事業組織は、名称を同じくする事業所等及び当該事業所等に置かれる支所並びにこれらに置かれるサイト及び連携研究サイトを管轄する。
- 3 事業組織は、その管轄する事業所等における研究支援事務、庶務、会計、環境安全管理等に関する業務を行う。
- 4 福島再生可能エネルギー研究所は、前項に規定する業務のほか、福島再生可能エネルギー

研究所における広報、産学官連携（契約（外来研究員の受け入れに関するものを除く。）の立案、締結、管理及び検査並びに外部機関の検査への対応に関するものを除く。）及び国際に関する業務を行う。

5 柏センターは、第3項に規定する業務（会計に関する業務を除く。）のほか、当該センターにおける広報、産学官連携（契約（外来研究員の受け入れに関するものを除く。）の立案、締結、管理及び検査並びに外部機関の検査への対応に関するものを除く。）、国際及び人材育成に関する業務を行う（他の所掌に属するものを除く。）。

6 臨海副都心センター及び地域センターを管轄する事業組織は、第3項に規定する業務のほか、当該センターにおける広報、産学官連携、知的財産及び国際に関する業務を行う。

第4節 特別の組織

（T I A推進センター）

第22条 第6条から前条までに規定する組織のほか、研究所に、特別の組織として、T I A推進センターを置く。

2 T I A推進センターは、T I A（研究所が参加する、オープンイノベーションを实践するプラットフォームを目指す社団をいう。）の施策の推進に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整並びにT I A推進センターの施設を利用した研究等に係る支援並びにこれらに関する業務（事業組織の所掌に属するものを除く。）を行う。

第4章 職制

（所長及び事業所長）

第22条の2 研究拠点に、所長を置く。

2 東京本部、事業所及び支所に、事業所長を置く。

3 所長及び事業所長は、その置かれた事業所等における安全衛生、環境、職員等の労働時間管理その他当該事業所等の業務の実施を統括管理する。

4 所長（つくばセンターに置かれた所長を除く。）及び事業所長（支所に置かれた事業所長を除く。）は、前項に規定するもののほか、その置かれた事業所等を管轄する事業組織における第21条第3項から第6項までに規定する業務を統括管理する。

5 つくばセンターに置かれた所長は、第3項に規定するもののほか、第21条第1項第2号から第10号までに規定する事業組織の業務を統括管理する。

（領域長）

第23条 第6条第1項第1号から第5号までに規定する領域に、領域長を置く。

2 第6条第1項第6号及び第7号に規定する領域に、総合センター長を置く。

3 第1項に規定する領域長及び前項に規定する総合センター長（以下これらを「領域長」という。）は、領域における業務を統括管理する。

（領域長補佐）

第24条 前条第1項に規定する領域に、領域長補佐を置くことができる。

2 前条第2項に規定する領域に、総合センター長補佐を置くことができる。

3 第1項に規定する領域長補佐及び前項に規定する総合センター長補佐は、領域長を補佐する。

(研究戦略部長)

第25条 研究戦略部に、研究戦略部長を置く。

2 研究戦略部長は、領域における業務の管理及び研究戦略部の業務を統括管理する。

(研究部門長)

第26条 研究部門に、研究部門長を置く。

2 研究部門長は、研究部門の業務を統括管理する。

(研究センター長)

第27条 研究センターに、研究センター長を置く。

2 研究センター長は、研究センターの業務を統括管理する。

(地質情報基盤センター長)

第28条 地質情報基盤センターに、地質情報基盤センター長を置く。

2 地質情報基盤センター長は、地質情報基盤センターの業務を統括管理する。

(計量標準普及センター長)

第29条 計量標準普及センターに、計量標準普及センター長を置く。

2 計量標準普及センター長は、計量標準普及センターの業務を統括管理する。

(コンプライアンス推進本部長)

第30条 コンプライアンス推進本部に、コンプライアンス推進本部長を置く。

2 コンプライアンス推進本部長は、コンプライアンス推進本部の業務を統括管理する。

(監査室長)

第31条 監査室に、監査室長を置く。

2 監査室長は、監査室の業務を統括管理する。

(評価部長)

第32条 評価部に、評価部長を置く。

2 評価部長は、評価部の業務を統括管理する。

(企画本部長)

第33条 企画本部に、企画本部長を置く。

2 企画本部長は、企画本部の業務を統括管理する。

(イノベーション推進本部長)

第34条 イノベーション推進本部に、イノベーション推進本部長を置く。

2 イノベーション推進本部長は、イノベーション推進本部の業務を統括管理する。

(環境安全本部長)

第35条 環境安全本部に、環境安全本部長を置く。

2 環境安全本部長は、環境安全本部の業務を統括管理する。

(情報セキュリティ部長)

第35条の2 情報セキュリティ部に、情報セキュリティ部長を置く。

2 情報セキュリティ部長は、情報セキュリティ部の業務を統括管理する。

(総務本部長)

第36条 総務本部に、総務本部長を置く。

2 総務本部長は、総務本部の業務を統括管理する。

第37条 削除

第38条 削除

(T I A推進センター長)

第39条 T I A推進センターに、T I A推進センター長を置く。

2 T I A推進センター長は、T I A推進センターの業務を統括管理する。

第5章 特別な職

(フェロー)

第40条 研究所又は第6条第1項に規定する領域に、フェロー10人以内を置くことができる。

2 フェローは、理事長の諮問を受けて、研究者の代表として他の研究者の指導又は研究を行う。

(情報化統括責任者)

第41条 研究所に、情報化統括責任者を置く。

2 情報化統括責任者は、理事長の命を受けて、研究所の情報化戦略の企画及び立案並びに研究所の情報化に関する業務の統括を行う。

(参事)

第42条 研究所及び研究拠点に、参事を置くことができる。

2 参事は、理事長又は所長の命を受けて、研究所及び研究拠点における特別の施策の企画及び立案に参画する。

第6章 顧問及び参与

(顧問)

第43条 研究所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、研究所の業務のうち特に重要な施策に参画し、特定事項の処理にあたる。

(参与)

第44条 研究所に、参与を置くことができる。

2 参与は、研究所の業務のうち特別の施策に参画し、特定事項の処理にあたる。

第7章 経営戦略会議等

(経営戦略会議)

第45条 研究所に、研究所の研究活動及び運営全般に係る重要事項について助言するため、経営戦略会議を置く。

2 経営戦略会議の構成及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(理事会)

第46条 研究所に、研究所の業務運営に関する重要事項について審議するため、理事会を置く。

2 理事会の構成及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(コンプライアンス推進委員会)

第47条 研究所に、研究所のリスク管理及び危機対策に関する事項について審議又は提言するため、コンプライアンス推進委員会を置く。

2 コンプライアンス推進委員会の構成及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(研究・運営戦略会議)

第48条 研究所に、研究所の研究戦略及び連携戦略並びに業務運営に関する重要事項について審議するため、研究・運営戦略会議を置く。

2 研究・運営戦略会議の構成及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(人事委員会)

第49条 研究所に、研究所の人事制度に関する重要事項について審議するため、人事委員会を置く。

2 人事委員会の構成及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(セキュリティ・情報化推進委員会)

第49条の2 研究所に、研究所に、研究所の情報セキュリティ及び情報化の推進に関する基本方針について審議するため、セキュリティ・情報化推進委員会を置く。

2 セキュリティ・情報化推進委員会の構成及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 雑則

(東京本部及びつくば本部)

第50条 第3条第1項に規定する「東京本部」とは、次の者及び組織を総称したものとする。

- 一 役員（東京都千代田区に常駐する役員）
- 二 企画本部（東京都千代田区に置かれる部分）

2 第3条第2項に規定する「つくば本部」とは、次の者及び組織を総称したものとする。

- 一 役員（茨城県つくば市に常駐する役員）
- 二 コンプライアンス推進本部
- 三 監査室
- 四 評価部
- 五 企画本部（茨城県つくば市に置かれる部分）
- 六 イノベーション推進本部
- 七 環境安全本部
- 八 情報セキュリティ部
- 九 総務本部

(委任)

第51条 この規程の実施に必要な事項は、組織規則（26規則第6号）で定める。

附 則（26規程第72号・全部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第68号・一部改正）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（27規程第81号・一部改正）

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（27規程第95号・一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（28規程第15号・一部改正）

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（28規程第22号・一部改正）

この規程は、平成28年6月30日から施行する。

附 則（28規程第56号・一部改正）

この規程は、平成28年7月29日から施行する。

附 則（28規程第68号・一部改正）

この規程は、平成29年1月6日から施行する。ただし、別表第3の改正規定（九州大学連携研究サイトに関する部分に限る。）は、平成29年1月11日から施行する。

附 則（28規程第81号・一部改正）

この規程は、平成29年2月20日から施行する。

附 則（28規程第82号・一部改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（29規程第4号・一部改正）

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（29規程第25号・一部改正）

この規程は、平成30年1月23日から施行する。

附 則（30規程第6号・一部改正）

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（30規程第13号・一部改正）

この規程は、平成30年10月12日から施行する。

附 則（30規程第14号・一部改正）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（30規程第27号・一部改正）

この規程は、平成31年1月31日から施行する。

附 則（30規程第28号・一部改正）

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（30規程第45号・一部改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令01規程第2号・一部改正）

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令01規程第4号・一部改正）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令01規程第12号・一部改正）

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

別表第1

| 事業所等の名称 | 位置 |
|----------------|---|
| 東京本部 | 東京都千代田区 |
| つくばセンター | 茨城県つくば市（千葉県船橋市及び東京都文京区の施設を含む。） |
| つくば中央第一事業所 | |
| つくば中央第二事業所 | |
| つくば中央第三事業所 | |
| 削除 | |
| つくば中央第五事業所 | |
| つくば中央第六事業所 | |
| つくば中央第七事業所 | |
| つくば西事業所 | |
| つくば東事業所 | |
| 福島再生可能エネルギー研究所 | 福島県郡山市 |
| 柏センター | 千葉県柏市 |
| 臨海副都心センター | 東京都江東区（東京都新宿区及び目黒区の施設を含む。） |
| 北海道センター | 北海道札幌市 |
| 東北センター | 宮城県仙台市 |
| 中部センター | 愛知県名古屋市の施設を含む。） |
| 関西センター | 大阪府池田市（福井県福井市、京都府京都市、大阪府吹田市及び兵庫県尼崎市の施設を含む。） |
| 中国センター | 広島県東広島市 |
| 四国センター | 香川県高松市 |
| 九州センター | 佐賀県鳥栖市（福岡県福岡市の施設を含む。） |

別表第2

| 事業所等 | サイトの名称 | 位置 |
|------------|----------|---------|
| つくば中央第三事業所 | つくば北サイト | 茨城県つくば市 |
| つくば中央第七事業所 | 船橋サイト | 千葉県船橋市 |
| 北海道センター | 札幌大通りサイト | 北海道札幌市 |
| 東北センター | 仙台青葉サイト | 宮城県仙台市 |
| 中部センター | 名古屋駅前サイト | 愛知県名古屋市 |
| | 石川サイト | 石川県金沢市 |
| 関西センター | 福井サイト | 福井県福井市 |
| 九州センター | 福岡サイト | 福岡県福岡市 |

別表第3

| 事業所等 | 連携研究サイトの名称 | 呼称 | 位置 | 設置期間 |
|------------|---------------|--|----------------------------|--------------------------|
| つくば中央第二事業所 | 東京大学連携研究サイト | 産総研・東大 AIチップデザインオープンイノベーションラボラトリ | 東京都文京区 (東京大学浅野キャンパス) | 令和元年9月1日から令和5年3月31日まで |
| 柏センター | 東京大学連携研究サイト | 産総研・東大 先端オペランド計測技術オープンイノベーションラボラトリ | 千葉県柏市(東京大学柏キャンパス) | 平成28年6月1日から平成33年5月31日まで |
| 臨海副都心センター | 早稲田大学連携研究サイト | 産総研・早大 生体システムビッグデータ解析オープンイノベーションラボラトリ | 東京都新宿区 (早稲田大学西早稲田キャンパス) | 平成28年7月29日から平成33年7月28日まで |
| | 東京工業大学連携研究サイト | 産総研・東工大 実社会ビッグデータ活用オープンイノベーションラボラトリ | 東京都目黒区 (東京工業大学大岡山キャンパス) | 平成29年2月20日から平成34年3月31日まで |
| 東北センター | 東北大学連携研究サイト | 産総研・東北大 数理先端材料モデリングオープンイノベーションラボラトリ | 宮城県仙台市 (東北大学片平キャンパス) | 平成28年6月30日から平成33年6月29日まで |
| 中部センター | 名古屋大学連携研究サイト | 産総研・名大 窒化物半導体先進デバイスオープンイノベーションラボラトリ | 愛知県名古屋市 (名古屋大学東山キャンパス) | 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで |
| 関西センター | 京都大学連携研究サイト | 産総研・京大 エネルギー化学材料オープンイノベーションラボラトリ | 京都府京都市 (京都大学吉田キャンパス) | 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで |
| | 大阪大学連携研究サイト | 産総研・阪大 先端フォトニクス・バイオセンシングオープンイノベーションラボラトリ | 大阪府吹田市(大阪大学吹田キャンパス) | 平成29年1月6日から平成34年1月5日まで |

| | | | | |
|--------|-----------------|------------------------|-----------------------------|----------------------------------|
| 九州センター | 九州大学連携 研究サイト | 産総研・九大 水素 材料強度ラボラトリ | 福岡県福岡市 (九州大学伊都 キャンパス) | 平成29年1月11 日から平成33年 3月31日まで |
|--------|-----------------|------------------------|-----------------------------|----------------------------------|